資　料　編

用語集

＊1	**新しい公共** p28	市民、企業、NPOなど地域の多様な主体が、公的な財やサービスの提供に関わっていく取組、または考え方。
＊2	**アウトリーチ** p44 p65	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。
＊3	**尼崎市自治のまちづくり条例** p4 p5 p28 p63 p70	自治のまちづくりの基本理念や各主体の権利・責務、住民自治の推進に必要な事項を定めた条例。自分たちの地域をよりよくしていくのは、私たち一人ひとりだという自覚と行動、お互いを尊重し支え合うコミュニティ、市民の参画と協働、といった自治の力が育まれる地域づくりをめざすもの。
＊4	**尼崎21世紀の森構想** p5 p57	尼崎臨海地域（国道43号以南約1,000ha）に、水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちをめざして、平成14年3月に兵庫県が策定した計画。
＊5	**尼崎版スマートコミュニティ** p5 p68	一定規模以上の住宅開発時に、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入、それを活用した地域におけるエネルギーマネジメントシステム（AEMS）に関する取組の実施、そしてそれらを活用した地域経済の活性化につながるしくみのある街を「尼崎版スマートコミュニティ」として認定し支援している。
＊6	**DMO** p66	Destination Management/Marketing Organization＜デスティネーション（目的地）・マネジメント／マーケティング・オーガニゼーション＞の略称であり、旅行者の目的地となる地域が一体となって観光をマネジメントする目的で形成される組織体のこと。
＊7	**尼崎市文化ビジョン** p54 p55	「尼崎市総合計画」に即した、文化部門のビジョン。長期的な視点でめざす姿を示しながら、「尼崎市総合計画」のまちづくり構想の期間を前提として、平成34年度までを取組期間とする。
＊8	**尼崎版総合戦略** p4 p9 p12 p13 p15	本市の将来人口を客観的に推計するとともに（尼崎人口ビジョン）本市総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして作成したもの。
＊9	**1億総活躍社会** p40	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする社会。
＊10	**一般廃棄物** p57	産業廃棄物以外の不要物。一般家庭から排出される家庭ごみ及び事業所等から排出される木くず、紙くず等。
＊11	**インクルーシブ教育** p32 p33	共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する教育。
＊12	**インターンシップ** p66	学生が在学中に一定期間企業等で研修生として働き、就業体験を行う制度。
＊13	**AED（自動体外式除細動器）** p49	Automated External Defibrillator の略。心臓の突然の停止の際に自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。
＊14	**SNS** p54	登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。
＊15	**NPO** p28 p39	Non Profit Organization の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的としない民間団体の総称。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPOはその利益を、新たな事業等の資金に活用する。
＊16	**温室効果ガス** p56 p68	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、大気中の赤外線を吸収し、再放出することで、気温の上昇をもたらす気体。
＊17	**学校支援ボランティア** p33	学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動。
＊18	**学校評議員制度** p33	平成12年の学校教育法施行規則の改正により導入された制度で、地域住民の学校運営への参画のしくみを制度的に位置付けたもの。
＊19	**環境マネジメントシステム** p57	環境保全に関する活動を点検・管理するための考え方、しくみ。
＊20	**環境モデル都市** p5 p56 p68	温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は平成25年（2013年）3月15日に選定された。
＊21	**涵養** p71	水が自然に土に浸透するように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。
＊22	**グループホーム** p42	障害福祉サービスの一つ。地域で共同生活をしながら、障害のある人が必要な日常生活の援助等を受ける施設。
＊23	**計量検査** p51	店舗や事業所等で取引・証明用に使われている「はかり」の精度を保つための定期検査など。
＊24	**健康寿命** p25 p46 p47 p64	「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。本市で示す「健康寿命」は、「日常生活が自立（要介護2～5でない）している期間の平均」としている。
＊25	**権利擁護** p40 p41 p43	自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障害のある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること。
＊26	**合計特殊出生率** p11	一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
＊27	**シチズンシップ教育** p29	社会の一員として、社会での課題を見つけ、その解決等に関わることにより、他者との適切な関係を築き、豊かな生活を送り、さらによりよい社会づくりに参加・貢献するために必要な能力を身に付けることを目標にした教育。
＊28	**シティプロモーション** p54 p66 p67	まちの魅力を増進することと、それを戦略的・効果的に発信することなどにより、まちに関心や好意をもってもらうことで、まちで活動する人、まちに住む人を増やすこと。
＊29	**シビックプライド** p10 p25 p54 p55 p58	地域への誇りと愛着。
＊30	**社会的企業** p25 p52 p53	ソーシャルビジネス等、社会的課題の解決に向けた活動を行う企業。
＊31	**社会福祉協議会** p28 p29	地域社会の福祉向上を目的として組織される社会福祉法人。特に本市においては、自治会等が社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を構成する最小単位の組織となっており、社会福祉協議会と自治会等が不可分一体となって地域活動を推進している。
＊32	**住民自治** p15 p29 p63	「住民自治」とは、地方自治の基本となる考え方のひとつで、本来、首長や議員を選挙で選出するなど、住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行うことである。ここでは、市民が身近な地域のまちづくりに対して、理解を深め参画することにより、市民が主体となって、より地域の実情に応じたまちづくりを進めていく考え方を意図している。
＊33	**就労支援機関** p43	障害のある人の就労を支援するために、社会福祉法人、NPOなどが運営母体となり、作業所等で生活支援や就労・自立支援を行う機関。
＊34	**循環型社会** p56 p57	エネルギーや製品等の効率的な再利用等によって、天然資源の消費量が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

＊35	**食育** p33	「食」に関する知識とよい「食」を選ぶことができる力を得て、健全な食生活を送ることのできる人間を育てること。
＊36	**スクラップアンドビルド** p73	経営方針の1つで、老朽施設を廃棄し能率的な施設を作っていくことから転じ、組織や事業を新設する場合は既存のものを改廃し、全体として組織や事業の拡大を防ぐことを意味する。
＊37	**生活困窮者** p24 p44 p45	「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法第2条第1項）。ただし、現に経済的に困窮していなくても、社会的孤立の状態にあるために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性もはらんでいる状態にある人なども含まれる。
＊38	**生活保護受給者就労支援事業** p45	生活保護受給者の自立を助長するために、福祉事務所の就労促進相談員がハローワーク等と連携して、就労に向けた各種支援を実施する事業。
＊39	**成年後見制度** p41 p43	認知症、知的障害等の理由により、判断能力が不十分になった人に対して、財産の管理や介護などのサービスの利用契約が難しい場合に保護･支援するための制度。
＊40	**生物多様性** p56 p57	自然生態系においてさまざまな生命が豊かに存在すること。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
＊41	**相対的貧困率** p34	OECD（経済協力開発機構）による定義で、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税や社会保険料を差し引いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額に満たない世帯員の割合をいう。
＊42	**ソーシャルビジネス** p66	環境問題や貧困等、さまざまな社会的課題を、ビジネスの手法を通じて解決しようとする活動。
＊43	**男女共同参画** p36 p37 p49	男女が性別にとらわれることなく社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会。
＊44	**地域資源** p15 p31 p33 p54 p55 p66	文化財をはじめとした歴史的、文化的価値のある建造物などの資産（地域資産）のほか、地域の人々や事業者の活動、自然など、まちづくりに関連すると考えられるものすべてを地域資源ととらえている。
＊45	**地域分権型社会** p24 p28 p29	自分たちの住んでいる地域のことを、その地域のニーズや特性に応じて、自分たちでどのようにしていくかを決めていこうという考え方の社会。
＊46	**地域包括支援センター** p40 p41	地域の高齢者の保健･医療の向上、福祉の増進、権利擁護、虐待防止などを総合的に支援していく機関。
＊47	**地球温暖化** p56 p57	大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球表面の大気や海洋の平均気温が上昇すること。
＊48	**地区計画** p59	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するため、建築物の形態規制、公共施設の配置など、その地区のきめ細かなルール等を定める都市計画制度の一つ。
＊49	**地方創生** p4	国においては、人口減少社会に歯止めをかけ、1億人程度の安定した人口構造を確保し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、平成26(2014)年9月に「地方創生担当大臣」を新設するとともに、「まち･ひと･しごと創生本部」を立ち上げた。
＊50	**低炭素型まちづくり** p57	省エネルギーや太陽光などの再生可能エネルギーの活用などにより、二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスをできるだけ排出しないようなまちづくり。
＊51	**低未利用地** p53	個々の土地の立地条件に対して、ふさわしい利活用がなされていない土地のこと。

＊52	**都市美** p59	歴史と文化がとけあった視覚的な美しさと、人びとの心のふれあいから醸し出される心の充実感など、都市にある自然と人工物と人間の三つの要素のかかわりから生み出される美しさ。
＊53	**ドメスティック･バイオレンス（DV）** p37	Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。
＊54	**ハラスメント** p37	嫌がらせ、いじめ。（英語では、苦しめること、悩ませること、迷惑の意。）
＊55	**バリアフリー** p43 p58 p59 p69	高齢者や障害者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くこと。
＊56	**発達障害** p35 p42 p62	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法）。
＊57	**ひきこもり** p34 p35 p38	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。
＊58	**不登校児童生徒** p34 p62	年間30日以上に欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因･背景により, 児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。
＊59	**PDCAサイクル** p14	計画を立て（Plan）、それを実行し（Do）、内容を評価して（Check）、改善に結びつけ（Act）、その結果を次の計画（Plan）に活かす、反復･継続した管理方法。
＊60	**マイノリティ** p36	社会において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団、又は、数としては少数でなくても、社会的に弱い立場におかれている場合。
＊61	**マトリックス型** p22	要素が縦横に格子状に並んでいる構造のこと。今回の総合計画においては、従来の「ツリー型」の施策体系と異なり、個々の施策を複数の「ありたいまち」と関連付けており、この様子を「マトリックス型」と表現したもの。
＊62	**密集市街地** p59	道路や公園などが十分に整備されておらず、木造の建物が密集していて、災害が起きた時の危険度が高い市街地。
＊63	**有効求人倍率** p52	ハローワーク（公共職業安定所）に登録している求職者に対する求人数の割合。
＊64	**ユニバーサルデザイン** p41	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザイン。
＊65	**要保護児童** p35	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童。
＊66	**ライフサイクルコスト** p59 p71	建物などの建設費用だけでなく、計画から運営、管理、解体までに必要な全体費用。
＊67	**ライフステージ** p42 p46 p64	幼少期、青年期、壮年期など、生涯における各段階。

総合計画にかかるこれまでの取組経過

尼崎市では、昭和44年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化※以降、5次にわたって基本構想を策定してきました。

ここでは、総合計画にかかるこれまでの取組経過を振り返っています。

（※平成23年の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。）

「まちづくり基本構想」（第1次：昭和46～56年度、計画期間11年間）

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました（ピークは昭和46年（約55.4万人））。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道等生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

「尼崎市総合基本計画」（第2次：昭和55～65年度（平成2年度）、計画期間11年間）

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきずく市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行するなかで、本市においては工場再配置促進法等の影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、市南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題等が顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努めるなど、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

「尼崎市総合基本計画」（第3次：昭和61～70年度（平成7年度）、計画期間10年間）

- 都市像や基本理念は第2次のものを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進むなかで、本市においても南部の工業地帯の空洞化等が問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応が見られます。

「尼崎市総合基本計画」（第4次：平成4～平成24年度（当初の計画期間は平成37年度までの34年間））

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応が重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向が見られ、現在の社会情勢にはなじまない部分があります。
- 基本構想のもとに、「第1次基本計画」（平成4～13年度）を策定し、文化、産業、環境、生活、人づくりといった5部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備が進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債等の償還が、結果として今日の財政を圧迫する大きな要因となっています。
- 続く「第2次基本計画」（平成13～24年度）は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組のなかから生まれ、そうした活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人びとの生活と交流等の展開に重点を置いて策定されています。

「尼崎市総合計画」（第5次:平成25年度～現在）

- 激しい時代の変化に対応していくため、一定の期間をもって必要に応じ見直しができるよう、まちづくり構想については10年間、まちづくり基本計画については5年間を計画期間として策定されています。
- 市民ニーズが多様化するなかで、特定の都市像を掲げるのではなく、市民が共感できる目指すべき尼崎市の将来像を4つの「ありたいまち」として掲げています。その「ありたいまち」の実現に向け、「ありたいまち」の姿とまちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を、市民、事業者の皆さんと行政とで共有し、ともにまちづくりを進めていくよりどころとして策定されています。
- 「ありたいまち」の実現に向け、施策間の連携をより意識できるよう施策体系をマトリックス型とし、計画期間中に特に重点的に取り組む項目を「主要取組項目」としてまとめ、また、その取組を推進するための行政運営の基本となる考え方を記載しています。
- 計画を推進していくためには、その取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要であり、「計画の推進」として「施策評価」について記載しています。

本市の総合計画と時代背景

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想（第1次） 昭和46～56年度	快適な職住都市		●公害問題の解決 ●都市環境の改善 ●下水道等生活関連都市基盤の整備	●経済の高度成長 ●公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
尼崎市総合基本計画（第2次） 昭和55～65年度（平成2年度）	人間性豊かな職住都市 ●生活基盤をととのえる環境都市 ●市民経済をつちかう産業都市 ●人間社会をきずく市民都市	●安全で健康にくらすことができること ●働くにも住むにも便利でくらしよいこと ●生きがいとゆとりのある人生がおくれること	●市南部の人口減少と北部の人口増加 ●市内産業の停滞 ●工場の市外流出に伴う雇用不安 ●住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善	●高度成長の終焉、安定成長への移行 ●工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
尼崎市総合基本計画（第3次） 人間性豊かな職住都市をめざして 昭和61～70年度（平成7年度）			●市域の人口減少 ●南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 ●南部地域の高齢化 ●地価の高騰に伴う宅地の細分化 ●産業の高度化への対応	●急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ●老人保健医療の開始 ●男女雇用機会均等法の成立 ●市域の人口減少はペースが鈍化
尼崎市総合基本計画（第4次） にぎわい・創生 あまがさき 平成4～37年度	にぎわい・創生・あまがさき	●人にやさしいまちづくり ●都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ●個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり	●文化を基軸とした都市の魅力の発信 ●南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 ●文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備	●バブル期の経済成長 ●価値観の多様化、女性の社会進出の進行
尼崎市総合計画（第5次） 平成25～34年度	●人が育ち、互いに支えあうまち ●健康、安全・安心を実感できるまち ●地域の資源を活かし、活力が生まれるまち ●次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		●「あるもの」と「つながり」を活かす ●人の育ちと活動の支援 ●市民の健康と就労の支援 ●産業活力とまちの魅力の向上 ●まちの持続可能性の向上	●低成長 ●成熟社会 ●人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 ●市民活動形態の多様化 ●東日本大震災

尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画策定の体制

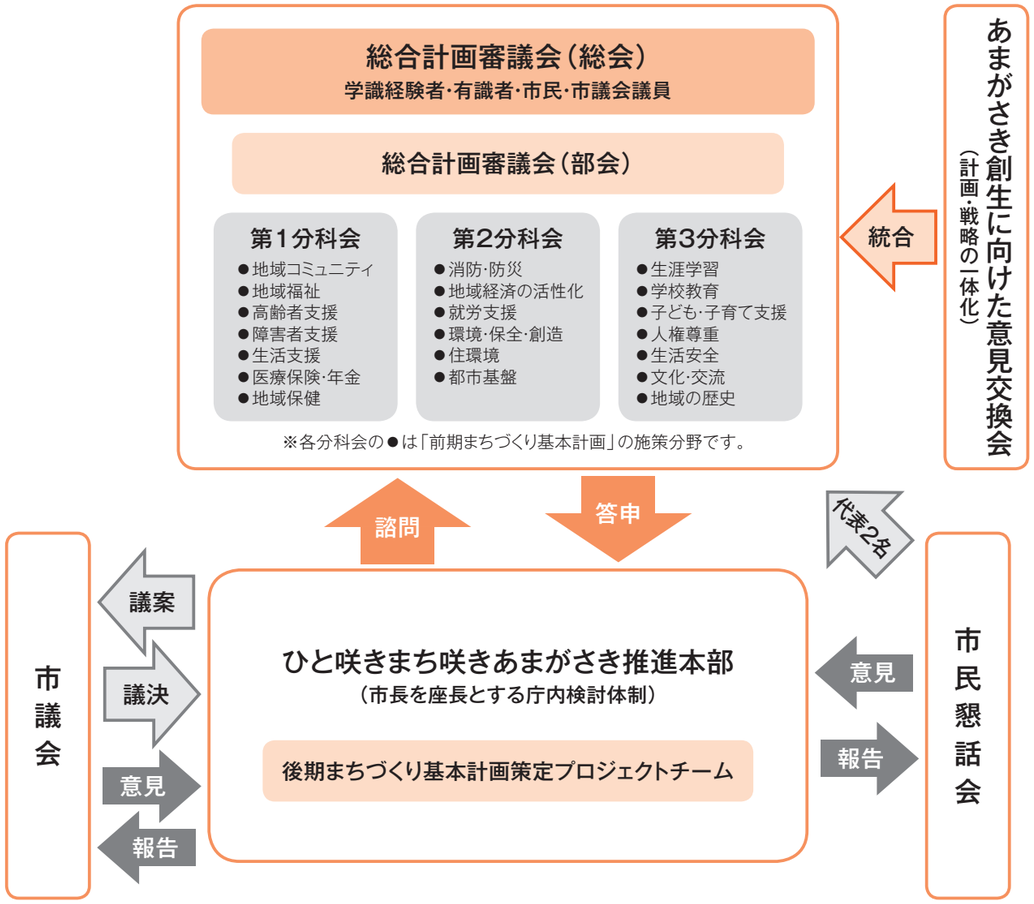

尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定経過

年月日	会議等	内　容
平成28年12月22日	審議会　総会（第1回）	• 委員の委嘱、会長及び会長代理の選任、諮問等 • 尼崎市総合計画について • 尼崎市の財政状況について　等
平成29年　2月20日	審議会　専門部会（第1回）	• 後期まちづくり基本計画の策定について • 後期まちづくり基本計画施策体系案について • 本市を取り巻く状況について　等
3月　9日	審議会　第2分科会（第1回）	• 分科会の進め方について • 各施策別の取組について
3月21日	審議会　第1分科会（第1回）	• 分科会の進め方について • 各施策別の取組について
3月30日	審議会　第3分科会（第1回）	• 分科会の進め方について • 各施策別の取組について
4月26日	審議会　専門部会（第2回）	• 後期まちづくり基本計画の骨格案について • 後期まちづくり基本計画主要取組項目記載（案）について　等
5月10日	審議会　第2分科会（第2回）	• 後期まちづくり基本計画の骨格案について • 施策別の取組（各論）の分科会意見を踏まえた庁内案について　等
5月16日	市議会　総務委員協議会	• 尼崎市総合計画（後期まちづくり基本計画）策定に向けた検討状況について
5月17日	審議会　第1分科会（第2回）	• 後期まちづくり基本計画の骨格案について • 施策別の取組（各論）の分科会意見を踏まえた庁内案について　等
5月19日	審議会　第3分科会（第2回）	• 後期まちづくり基本計画の骨格案について • 施策別の取組（各論）の分科会意見を踏まえた庁内案について　等
6月28日	審議会　専門部会（第3回）	• 後期まちづくり基本計画の構成について • 施策別の取組（各論）の分科会意見を踏まえた庁内案について
7月19日	審議会　総会（第2回）	• 後期まちづくり基本計画（素案）について • 後期まちづくり基本計画の評価等について
7月25日	市議会　総務委員協議会	• 尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画（素案）について
9月20日	審議会　総会（第3回）	• 「尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画」（素案）に対する市民意見公募手続結果について
9月25日	市議会　総務委員協議会	• 「尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画」（素案）に対する市民意見公募手続結果について
11月　6日	審議会　総会（第4回）	• 尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画答申（案）について • 尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の評価等について
11月　8日	審議会　答申	• 答申の手交
12月　5日	市議会	• 議案「尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定について」の上程 • 総合計画審査特別委員会の設置
12月19日・20日	市議会　総合計画審査特別委員会	• 議案審議
12月25日	市議会	• 議決
12月25日	尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の決定	

市民参画

市民アンケート

時期	内容	備考
平成29年 1月 ～ 2月	前期まちづくり基本計画策定以降、毎年度実施している市民意識調査において、後期まちづくり基本計画策定に向け、行政への評価、まちづくりへの市民参加などの項目を追加して調査を実施。	対　象：2,500人 回収数：671票 回収率：27.1%

（15歳以上を対象とした無作為抽出により実施）

尼崎市総合計画市民懇話会

時　期	内　容
平成28年11月 ～ 平成30年1月 （全16回）	公募による市民20人、学識経験者1人で構成。 各施策ごとに示す「市民･事業者の取り組んでいくこと」を中心に、前期まちづくり基本計画の振り返り等を実施。その内容の後期まちづくり基本計画反映に向けた提言書のとりまとめ。 尼崎市総合計画をわかりやすく周知することを目的とした「尼崎市総合計画読本」の改訂。

※平成30年1月時点

市民意見募集等

時　期	項　目	内　容	備　考
平成29年 8月8日 ～ 8月28日	市民意見公募手続 （パブリックコメント）	「尼崎市総合計画　後期まちづくり基本計画」（素案）についての意見公募	提出：27人 件数：81件
平成29年8月16･17日	総合計画市民説明会	「尼崎市総合計画　後期まちづくり基本計画」（素案）について説明	全6回開催

尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例

（平成24年3月27日尼崎市条例第19号）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定により尼崎市議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

(1)　本市のまちづくりの構想（まちづくり全般にわたる基本的な方向性を示したものをいう。）の策定、変更及び廃止

(2)　本市のまちづくりの基本計画（前号の構想を実現するための基本的な計画であって、本市行政の最上位のものをいう。）の策定、変更及び廃止

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

尼崎市総合計画審議会条例

（昭和52年10月6日尼崎市条例第42号）

（設置）

第１条　本市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員３５人以内で組織する。

２　委員は、総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長等）

第３条　審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第４条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

（会議）

第５条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第６条　審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員で組織する。

３　部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　第３条第２項及び第３項並びに第４条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取等）

第７条　審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日（昭和５３年1月２０日規則第２号により、昭和５３年1月２１日）から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される審議会は、第４条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付　則（平成２１年5月２１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。

尼崎市総合計画審議会委員名簿

	委員名	役職･職業等
	荒木　伸子	尼崎市議会議員（平成29年1月29日まで）
	稲垣　由子	甲南女子大学　人間科学部　子ども学科　教授
	梅谷　進康	桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　准教授
	梶岡　修一	株式会社神戸新聞社　経営企画室長　兼　教育ICT室長
◎	加藤　恵正	兵庫県立大学大学院　減災復興政策研究科　教授
	上村　富昭	尼崎市議会議員（平成29年3月13日から6月26日まで）
	川島　明子	園田学園女子大学　学長
	川中　大輔	龍谷大学　社会学部　専任講師　　シチズンシップ共育企画　代表
	川野　昌文	尼崎労働者福祉協議会　代表（平成29年7月31日まで）
	岸田　光広	尼崎市議会議員（平成29年7月19日から）
	佐藤　智子	東北大学　高度教養教育･学生支援機構　准教授
	島田　力	尼崎商工会議所　理事･事務局長
	須田　和	尼崎市議会議員
	瀧川　光治	大阪総合保育大学　児童保育学部　教授
	徳田　稔	尼崎市議会議員
	長崎　寛親	尼崎市議会議員（平成29年6月26日まで）
	馬場　彰彦	尼崎労働者福祉協議会　代表（平成29年8月1日から）
	原田　明	尼崎市総合計画市民懇話会
○	久　　隆浩	近畿大学　総合社会学部　教授
	尾藤　百合	尼崎市総合計画市民懇話会
	藤原　軍次	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会　理事長･大庄支部長（平成29年1月23日まで）
	別府　建一	尼崎市議会議員（平成29年7月19日から）
	紅谷　昇平	兵庫県立大学　防災教育研究センター　准教授 兼　兵庫県立大学大学院　減災復興政策研究科　准教授
	松井　定雄	尼崎市社会福祉協議会　理事長（平成29年4月21日から）
	明見　孝一郎	尼崎市議会議員
	安田　雄策	尼崎市議会議員
	和田　敦裕	尼崎信用金庫　地域支援部長

◎印は会長　○印は会長代理　　（敬称略／50音順）

尼崎市総合計画審議会の各論分科会

	第1各論分科会	第2各論分科会	第3各論分科会
所管する施策分野	地域コミュニティ 地域福祉 高齢者支援 障害者支援 生活支援 医療保険･年金 地域保健	消防･防災 地域経済の活性化 就労支援 環境･保全･創造 住環境 都市基盤	生涯学習 学校教育 子ども･子育て支援 人権尊重 生活安全 文化･交流 地域の歴史
委員名	稲垣　由子 ○　梅谷　進康 岸田　光広 徳田　稔 馬場　彰彦 原田　明 久　　隆浩 松井　定雄	加藤　恵正 島田　力 須田　和 ○　紅谷　昇平 明見　孝一郎 安田　雄策 和田　敦裕	梶岡　修一 川島　明子 川中　大輔 佐藤　智子 ○　瀧川　光治 尾藤　百合 別府　建一

○印は分科会長　　（敬称略／50音順）

（平成29年11月8日時点）

尼崎市総合計画審議会への諮問

諮　問　書

尼崎市総合計画審議会 会長 様

尼　崎　市　長
稲　村　和　美

総合計画について（諮問）

本市は、平成２４年5月9日に貴審議会よりいただいた答申に基づき、市議会の議決を経て、平成２４年6月、「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」をキャッチフレーズにした、尼崎市総合計画を策定いたしました。

加えて、平成２７年１０月には、国における地方創生の流れを受け、総合計画をもとに、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして、尼崎版総合戦略を策定しております。

これら総合計画や総合戦略の推進にあたっては、毎年度、市民意識等を踏まえるなかで、施策の進捗状況をチェックする「施策評価」を実施し、その取組の方向性を絶えず確認しているところです。

こうした中で、来年度、前期まちづくり基本計画がその計画年限を迎えることから、基本構想及び前期まちづくり基本計画をもとに、後期まちづくり基本計画を策定する必要があります。

そこで、この内容について、広範な意見をもとにご審議いただきたく、貴審議会に次の事項について諮問いたします。

１　後期まちづくり基本計画の策定について
２　後期まちづくり基本計画の評価等について

以　上

尼崎市総合計画審議会からの答申

答　申　書

平成２９年11月8日

尼崎市長
稲村　和美　様

尼崎市総合計画審議会
会長　加藤　恵正

後期まちづくり基本計画の策定について（答申）

平成２８年１２月２２日に市長から諮問のありました総合計画に関する諮問のうち、「後期まちづくり基本計画の策定」について、本審議会において広範な視点から慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申します。

以　上

まちづくりのキャッチフレーズ

総合計画の策定にあたり、これからのまちづくりを進めていくために、みんなで共有できるキャッチフレーズを、平成24年9月29日から平成24年11月26日の間、広く公募しました。その結果、1,693件の応募があり、次のとおり選出しました。

最優秀賞

ひと咲き　まち咲き　あまがさき

総合計画に基づくまちづくりのキャッチフレーズです。

特別賞

目覚メヨ、アマリアルチカラ

人や企業をはじめとしたたくさんの尼崎の財産（たから）、まだ十分に知られていない魅力も含めた、尼崎の「リアルな（本当の）チカラ」、さらには、まだ眠っている可能性、発揮できていない「アマリアル（余りある）チカラ」をみんなで出し合って、活気あるまちづくりを進めていきましょう。そんなまちづくりを応援する言葉として、特別賞に選出しました。

優秀賞

募集に際しては市内の小中学生から多数の応募をいただき、その中から優秀賞を選出しました。

あいさつでみんなが仲よし尼崎	小園小学校	5年生
ささえあうみんなが笑顔の尼崎	武庫東小学校	4年生
七転び八起きをいかすまち	武庫東小学校	4年生
未来にひきつぐ尼崎	武庫南小学校	5年生
みんなしあわせあまがさき	成徳小学校	1年生

まちづくり構想

平成25年度～平成34年度
（2013-2022）

このまちづくり構想は平成24年6月26日に議決されたものです。本文中に総合計画の「はじめに」及び「資料編」を示している箇所がありますが、ここでは該当部分を収録しておりませんのでご留意下さい。

まちづくり構想

1 策定の趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、市民、事業者、行政が、協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のよりどころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定めるものです。

(1)「ありたいまち」を示す

尼崎市は、将来どういうまちになっていたいのか、その「ありたいまち」の姿を示します。

(2) まちづくりの進め方を示す

「ありたいまち」に近づくための取組をどのように進めていくのか、その基本的な姿勢を示します。

2 構想の期間

平成２５年度(2013年度)から平成３４年度(2022年度)までの10か年とします。

まちづくり構想は、長期を展望した尼崎市の将来のありたいまちの姿を示すものですが、経年による本市を取り巻く諸条件の変化を考慮するため、一定期間をもって、必要に応じ見直しができるよう、当面10か年を期間としています。

3 ありたいまち

尼崎市の将来の姿として、4つの「ありたいまち」を示しています。

この4つの「ありたいまち」は、**「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」**という考え方で構成しています。

その実現に向けた取組を進めることで、本市が、住みつづけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることをめざします。

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりのさまざまな分野における取組については、本市の現状や課題等を踏まえながら、まちづくり基本計画において示していきます。

なお、この「ありたいまち」は「時代認識と尼崎市の現状」(資料編参照)に示しているような、本市の歴史的な背景や取り巻く状況を踏まえたものです。

また、公募市民からなる尼崎市総合計画市民懇話会において「将来、尼崎市はこんなまちになっていたい」という思いを基にまとめた提言の内容も踏まえたものであり、「ありたいまちを考える背景」として4つの「ありたいまち」とともに記載しています。

（1）人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な場面で幅広い年代・立場の人が互いに支えあうことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

時代認識と尼崎の現状

- 少子化・高齢化の進行や社会経済情勢の変化に伴い、コミュニティの希薄化など地域社会が変化しつつある。
- 高齢者や不安定な就業環境にある人々の増加、世帯構成の変化は、互いに支えあい、つながりを保つ必要性を高める。
- 情報技術の発達と普及により、個人や小規模な団体でも、福祉や環境、まちづくり等さまざまな活動が可能になっている。
- 家庭や学校だけでなく、地域を含め、年代を超えて自ら学べ、お互いが学びあえる環境が求められている。

方　向　性

- 子育てや介護など、個人や家庭における課題に対しても、社会や地域で互いに支えあうことができる環境が必要である。
- 地域で支えあうことができる環境にするには、年齢や性別、地域での居住期間等にかかわらず、互いに交流できる環境をつくっていくことが必要である。
- 地域での支えあいや、つながりをつくっていくためにも、それらの活動を支える人を育てることが重要である。

人が育ち、互いに支えあうまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

学びたい気持ちに応えてくれるから
- 学校での学習環境の整備に加え、家庭や地域も含めたよりよい環境をはぐくむまち
- 生涯を通じて学習できる環境が充実したまち

地域に個性が活かされているから
- 地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち

一緒にまちづくりができるから
- 市民と行政がともに動くまち

（2）健康、安全・安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

時代認識と尼崎の現状

- 消防・防災をはじめ、市民の健康、安全・安心を確保することは、市民生活を守る上で最も重要なことである。
- 意欲を持ちながら安心して暮らすために、また次世代を育成するためにも、安定した就労による経済基盤の維持は重要である。
- 人口の年齢構成の変化や、市民ニーズの多様化から、福祉等を中心に、従来の行政サービスだけで市民生活を支えることが難しくなってきている。
- 年齢にかかわらず健康で自立した暮らしができることは、社会の活力の増進や市民負担の軽減、社会保障制度の維持にもつながる。

方　向　性

- 生活の質を守る観点からも、財政状況の悪化を防ぎ市民サービスを維持する観点からも、市民の健康、安全・安心を守ることが必要である。
- 安定した仕事に就き、健康を保ちながら働くことができるまちを実現するなかで、個人としての安心と地域社会としての支えあいを両立させていくことが必要である。

健康、安全・安心を実感できるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

健康でいきいき暮らせるから
- 誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまち

安心して働き続けられるから
- 地元で安定した仕事に就き、働くことができるまち

（3）地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

時代認識と尼崎の現状

- 大都市圏に位置する地理的な優位性とともに、最先端の産業を担う企業や高い技術力を持つ企業等の産業集積がある。
- 高い生活利便性は大きな魅力である。また、高齢化の進行等に伴う生活支援サービスや環境配慮へのニーズの高まりにより、新たな雇用が生まれる可能性がある。
- 歴史・文化等の地域の資源が、まちの活力につながる可能性がある。また、既存の公共施設は、さまざまな市民活動の場として、より活用できる可能性がある。
- 情報技術の発達や手段の充実により、多様な資源を発掘し、地域の魅力を高める情報として編集し、発信していくことが容易になっている。

方　向　性

- 産業の活性化にあわせ、地域でヒト・モノ・カネと情報を循環させることで、雇用・所得・消費を創出し、まち全体の活力を生み出していく必要がある。
- 歴史・文化をはじめ、産業や生活環境を含めた地域資源を活用・発信し、活力と魅力のある、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちにしていく必要がある。

地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

まちに元気がみなぎっているから
- 地元の市場や商店街の活性化により、地域がにぎわうまち

歴史・文化が活きているから
- 歴史・文化に親しめるまち

地域に個性が活かされているから（再掲）
- 地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち（再掲）
- 長所を活かし、発信できるまち

（4）次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

時代認識と尼崎の現状

- 環境問題は、将来世代の生活環境に影響を与える重要な課題である。
- 尼崎市には、市民の熱心な活動と、事業者、行政の取組により、深刻な公害問題を改善させてきた実績がある。
- 財政状況の構造的な悪化は深刻な状況になっており、将来世代の市民サービスに影響を与える重要な課題である。
- 道路や上下水道、学校など、これまで整備してきた都市基盤や公共施設が次々と修繕・更新が必要な時期を迎える。

方　向　性

- 公害問題を改善してきた経験や地球温暖化問題等への協働での取組を活かし、よりよい生活環境の創出に取り組んでいく必要がある。
- 将来世代に責任を持ち、よりよいまちを引き継いでいくために、問題を先送りしない積極的な取組が必要である。
- 市民の生活を支える都市基盤や公共施設は、市民生活の質的な向上をめざした再配置、維持・更新を進める中で、機能の向上を図っていく必要がある。

次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

みんなが環境でつながっているから
- みんながつくり、発信する花のまち・エコのまち

一緒にまちづくりができるから（再掲）
- 市民と行政がともに動くまち（再掲）

4 まちづくりの進め方

「はじめに」で示したような状況のなかで、「ありたいまち」は行政の力だけでも、市民や事業者の力だけでも実現できるものではありません。

「ありたいまち」に近づくためには、市民は日々の生活や地域でのさまざまな活動のなかで、また、事業者は社会経済活動のなかで、このまちを住みよい、活力ある魅力的なまちにしていくことに、ともに取り組んでいくことが必要です。

そして、行政は、公共サービスを提供することにあわせて、まちづくりに関するさまざまな情報を収集、活用し、知恵を働かせて、市民や事業者が活躍できる場やしくみを整えながら、多様な活動を結び付け、支援していくことが必要です。

また、行政における収支バランスの維持や、それを前提とした行政サービスの継続的な提供は、市民や事業者の活力に基づく地域経済の活性化と行政の創意工夫の上に成り立つもので、それぞれの取組は一体の関係にあるといえます。

このように、市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで、初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の3つを重視したまちづくりに取り組んでいきます。

（1）市民主体の地域づくり

■ 地域での “つながりづくり”

今後の更なる高齢化の進行等によって、地域コミュニティの維持・形成に関する課題が大きくなるなか、身近な地域における支えあいがより一層求められます。

そこで、地域において、住民が互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、さまざまな主体によるネットワークの形成に取り組みます。

■ 市民参加の “地域づくり”

多様化する地域課題の解決に当たっては、行政が全市域一律で対応するよりも、住民が身近な地域において、その地域のニーズや特性に応じて取り組む方が、より効果的な場合があると思われます。

そこで、地域の住民自らが、身近なつながりを広げていくなかで、地域におけるネットワークを築きながら、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していける地域づくりに取り組みます。

■ 地域づくりに取り組む “人づくり”

これらのことを実現していくためには、まちづくりに積極的に参加する人がはぐくまれることが重要です。

そこで、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを意識し、地域をよくしていくために自らができることを考え、行動するよう努めるとともに、そのような人が増え、必要な能力を身に付けていけるよう取り組みます。

（2）ともに進めるまちづくり

■ 情報の発信と市政参画の促進

市民や事業者とともに「ありたいまち」に近づいていくため、行政は施策の成果や課題を共有できるよう、分かりやすい行政情報の提供に努めます。また、市民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民や事業者の参画を進めます。

■ 課題の共有と役割分担

公共サービスという視点では、これまで行政が多くの部分を担ってきました。しかし、「ありたいまち」に近づくための「まちづくり」という視点からは、異なった立場にある市民、事業者、行政が課題を共有し、連携しながら、それぞれの特性を活かした役割を果たすという協働の取組へと転換することが必要です。

そこで、まちづくりを進めるに当たっては、「行政が主体的に取り組むこと」「それぞれの協働によって取り組むこと」「市民や事業者の主体的な活動によって取り組むこと」があることを、それぞれが意識し、各施策において、それぞれが果たす役割を考え、お互いに協力し、補いあいながら、ともにまちづくりに取り組みます。

（3）まちづくりを支える行政のしくみづくり

■ 行政改革の取組

行政は、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組み、市民や事業者とともに、尼崎市の長所を活かしながら、まちの課題の改善に取り組みます。

施策を効率的に実施し「ありたいまち」に着実に近づいていくため、施策の目的を明確にするとともに、「市民生活にどのような効果があったか」という視点で成果を捉えて施策を展開していきます。

■ 財政健全化の取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税収の確保を図ります。また、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支均衡を図り、自治体として自律的な運営を維持し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

■ 広域的な連携

市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を越えて行われているなかで、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域におけるつながりを重視するだけでなく、近隣市や他地域とのつながりにおいて尼崎市が担うことができる役割を踏まえ、必要に応じた連携を図りながら取り組んでいきます。

5 人口・土地利用に関する考え方

（1）人口

■ 人口の傾向

全国の人口は、平成１９年（2007 年）を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化等の背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることで高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成２２年（2010 年）の国勢調査では、本市の人口は、約４５万人で、そのうち０～１４歳の年少人口は約５万人（約１２％）、１５～６４歳の生産年齢人口は約２９万人（約６４％）、６５歳以上の老年人口は約１１万人（約２４％）となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、老年人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成17年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、老年人口の割合は全国を上回って増加しています。

年齢３区分別人口構成比

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年		平成22年	
					尼崎市	全国	尼崎市	全国
15歳未満（%）	20.6	16.6	14.5	13.5	13.1	13.8	12.0	13.2
15～64歳（%）	70.5	72.8	72.7	70.2	67.0	66.1	64.4	63.8
65歳以上（%）	8.9	10.6	12.8	16.3	19.9	20.2	23.6	23.0

※全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を統計手法により推計すると、まちづくり構想の期間が終了する平成３５年（2023 年）には４０万人程度に、また、年齢構成については、生産年齢人口は６０％程度に減少、老年人口は３０％程度に増加、年少人口は１０％を下回ると見込まれます。

■ 人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市だけでなく、全国的にますます人口減少と少子化・高齢化が進むことが見込まれます。

このようななか、まちの魅力や活力を高め、ひいては人口減少等の傾向を緩やかにしていくために、まちづくりを進めるに当たっては、次の3つを重視し、取り組んでいきます。

● 人口の年齢構成のバランス

まちの活力の維持・向上を図っていく観点からは、人口の総数の増減だけではなく、年齢構成にも着目する必要があります。

本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少による人口減は近年緩やかになってきている傾向にありますが、子育て中のファミリー世帯については、転出が転入を上回る状況が続いています。

これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給等が、この傾向の要因であり、本市の課題であると分析しています。

こうした課題に取り組み、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくことが重要です。

● 交流人口

共働き世帯の増加や高齢化の進行等を考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさ等の利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとしたまちの魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みつづけたいと思われる魅力的なまちをめざして、本市に多くある地域資源を活かし、まちの魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市に訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加に努め、住んでみたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

● まちづくりに取り組む活動人口

まちの魅力を高め、その魅力を発信していくためには、まち全体に活気がみなぎっていることが大切です。

そのためにも、市内のさまざまなまちづくり活動の場を舞台として、高齢者の持つ豊かな知識や経験、また、若者の持つ活力など、それぞれの得意とする力を互いに発揮して、幅広い年代の人たちが活躍できる環境を整えていくことで、いわゆる活動人口の増加を図っていくことが重要です。

（2）土地利用

■ 現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業等の面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたこともあり、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全市域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にあるなか、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

■ 土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、地域の住民や事業者が、自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民や事業者が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性を活かした良好なまちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

こうしたことから、土地利用を考えるに当たっては、定住・転入の促進につながる良好な住環境の創出、生活にうるおいをもたらす景観や自然環境の保全・創出、産業活力の維持・向上といった点を重視し、住環境と操業環境が共生する、魅力と活力ある都市空間の創出を図っていきます。

尼崎市総合計画
後期まちづくり基本計画

発行　平成30年2月
尼崎市　企画財政局政策部政策課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話　06-6489-6138
FAX　06-6489-6793
URL　http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/

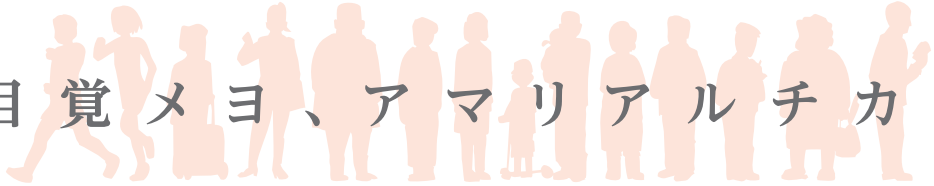

目覚メヨ、アマリアルチカラ

尼崎が持つ本当(リアルな)のチカラ、余(アマ)りあるチカラ力。もっと引き出し、もっと活かして、まちづくり。